

広島県港湾施設管理条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成二十二年三月二十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第十三号

広島県港湾施設管理条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

広島県港湾施設管理条例の一部を改正する条例（平成二十二年広島県条例第十六号）の施行期日は、平成二十二年四月二十六日とする。